

子どもを犯罪の被害から守る条例

平成17年7月1日

奈良県条例第9号

改正 平成18年 8月29日条例第12号

改正 平成19年12月26日条例第25号

【抜粋】

第3章 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等

(子どもに不安を与える行為の禁止)

第11条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所その他公衆が出入りすることのできる場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車その他公衆が利用できる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてはならない。

(子どもを威迫する行為の禁止)

第12条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 言い掛かりをつけ、すごみ、又は卑わいな事項を告げること。
- 二 身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(禁止行為に係る通報)

第14条 第11条又は第12条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、保護監督者又は警察官に通報するよう努めなければならない。この場合において、通報を受けた保護監督者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、警察官に通報するよう努めなければならない。

第4章 罰則

第15条 第12条又は第13条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。